

ローリングタワーの高さの規制

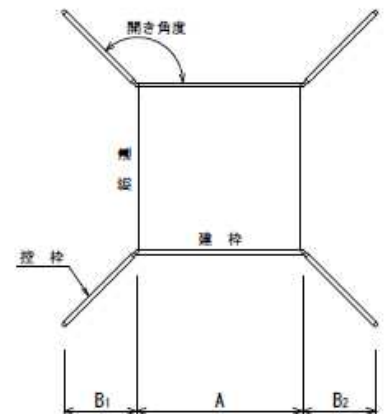
控棒(アウトリガー)が無い場合脚輪(キャスター)の下端から作業床までの高さ(H.m)と、ローリングタワーの外郭を形成するキャスターの主軸間隔(L.m)とは次の式を満足するものとする。

$$H \leq 7.7L - 5$$

控棒(アウトリガー)を有する場合控棒を有する構造のローリングタワーにあっては、の式におけるLmの値を次の式により得られる値とすることができる。

$$L = A + 1/2(B_1 + B_2)$$

上式において A・B₁・B₂ は下図に示すものとする。



部材名(品番)	作業面高さ (M70)	1段 (M310)	2段 (M310)	3段 (M310)	4段 (M414)	5段 (M512)	6段 (M512)	7段 (M601)
梯子型建柱(A2)	2	4	6	8	10	12	14	14
交叉筋違(A14)	2	4	6	8	10	12	14	14
連結ピン(A20)		4	8	12	16	20	24	24
アームロック(A125)		4	8	12	16	20	24	24
アームロック(A126)	4	4	4	4	4	4	4	4
手摺柱(A25)	4	4	4	4	4	4	4	4
手摺A(A31)	4	4	4	4	4	4	4	4
手摺B(A32)	2	2	2	2	2	2	2	2
手摺C(RT4)	2	2	2	2	2	2	2	2
鋼製布板(SKN6)	3	3	3	3	3	3	3	3
巾木A(RT1)	2	2	2	2	2	2	2	2
巾木B(RT2)	2	2	2	2	2	2	2	2
車輪(A728J)	4	4	4	4	4	4	4	4
※控棒(RT3)					4	4	4	4
ジャッキベース(RT5)					4	4	4	4

積載荷重

ローリングタワーの積載荷重(Wkg)は、作業床の面積(Am²)に応じて次の式により得られた値とする。

$$A \geq 2 \text{ のとき } W = 250 \text{ (kg)}$$

$$A < 2 \text{ のとき } W = 50 + 100A \text{ (kg)}$$

以上の式は、仮設工業会発行の「移動式足場の安全技術基準」によります。

$$H \leq 7.7L - 5$$

使用上の注意

- (1)足場に積載荷重を表示し、その荷重以上積載しないこと。
- (2)足場には偏心荷重、水平荷重および衝撃荷重をなるべく与えないようにすること。
- (3)作業床上では、脚立、はしごなどは使用しないこと。
- (4)枠組構造部の外側空間を昇降路とする移動式足場は同一面より同時に2名以上の者が昇降しないこと。
- (5)作業者などを乗せたまま移動しないこと。
- (6)傾斜面での使用については、脚立ジャッキによって枠組構造部を鉛直に立て、作業床を水平に保持すること。
- (7)作業者が無理な姿勢で作業を行わないで済むように作業箇所付近に足場を設置すること。
- (8)脚輪のブレーキは、移動中を除き常に作動させておくこと。
- (9)移動路面におよび移動空間にある障害物は撤去すること。

